

# 女性に優しくない Trouble that doesn't gallant to ladies トラブル

弁護士・山田森一

Profile: 山田森一(やまだもりかず)。第一東京弁護士会に所属する現役の弁護士。法律に関する書籍や、政治、経済、人生読本など著書多数。現在は、北の丸総合法律事務所に籍を置き民事を中心に活躍する。

## 第39回・離婚の理由

私は、フリーランスで仕事をしています。子供はいませんが、夫はいます。最近、離婚を決意しました。

2年前から夫は、女の子の部屋に凝りだし、今では自分の部屋が埋もれてしまうくらい集めたフィギュアを見つめ、ニヤニヤするのです。そんな夫が気味悪くなってしまった。

もちろん、数年前から夫婦関係はありません。だから、ほとんど会話をありません。

そこで、離婚を切り出したら、慰謝料として、ふたりで建てた家と現金を要求してきたのです。私は、夫の言う通りにしなくてはならないのでしょうか?

(都内の悩めるアラフォー)

な嫌悪を感じてしまうところには、夫婦関係においては、確かに致命的と言えるかもしれません。

しかし、当事者間の同意がない場合、法律が離婚原因として認めているものは、

### ①不貞行為

- ②悪意の遺棄
- ③3年以上の生死不明
- ④強度の精神病
- ⑤その他の婚姻を継続し難い重大な事由

もちろん、協議離婚の場合は、話し合いでから、どんな理由であっても、当人同士が同意すれば離婚できます。

## 離婚理由は5つの分類の中から認められ、責任の有無を判断する。

民法では、「夫婦は同居し、お互いに協力、扶助し合わなければならぬ」と定めています。これを、同居・協力・扶助義務と呼びます。

この義務に違反しているか否かで、離婚原因の責任の有無を判断します。そして、非のある側が、非のない側に慰謝料を支払います。

①は浮気です。裁判においては、浮気によって夫婦関係

が破綻したかどうかが問題となります。

②は、同居・協力・扶助義務に不当に違反することを指します。生活費を入れない、転勤や介護などの明確な理由がないのに同居を拒否する、健康なのに働くことしない、などが挙げられます。

③には、行方不明は含まれません。生きているかもという推測が働くからです。

- ④は、特に説明の必要がないでしょ。さて、貴女がご主人に慰謝料を払わず、フィギュア蒐集などを理由に離婚をするには、⑤に当たるかどうかです。

⑤には、浪費や、暴力、性格の不一致などさまざまなもののが含まれます。

通常、フィギュア蒐集などの趣味を生理的に受け付けられないとの理由は、離婚原因には認められません。

但し、ご主人が給料の大半をフィギュア購入に費やし、浪費しているという事情があれば、夫に非があると認められる可能性は高いでしょう。そうなれば、貴女は慰謝料を払う必要はないでしょう。逆に、浪費の事実がなければ、貴女は慰謝料を払い、離婚することになります。

ところで、今回のケースでは、もうひとつ大きな問題があります。

## 離婚の慰謝料は、300万円程度が相場。

それは、貴女が離婚を切り出した際、ご主人が「すべてお前のせいだ」とおっしゃった事です。

これは、ご主人が、夫婦関係破綻の主な原因是貴女にある、と考えているということでしょう。

また、数年前から夫婦関係がないとの話ですが、詳しい説明がないので判断しかねま

す。ただ今後は、これの意味するところを明確に説明する必要があるでしょう。

最後に一般論を示します。通常、離婚の慰謝料は、300万円程度が相場と言われています。この判断に従えば、たとえ貴女に非があつても、「家と現金」というご主人の要求は、高額と言えます。従い、第三者を介在させるか、調停を申し立てるなどすれば、要求されている慰謝料は減額されると思います。

## 山田先生に聞いてみたい!!

法律に関する質問や疑問を受けつけます。編集部「山田森一先生の女性に優しくないトラブル」係までお送りください。



イラスト/ふじや奈央

